

○新型コロナウイルス感染症にかかる 介護支援専門員資格の特例措置 対象者の方へ

※介護支援専門員**専門研修Ⅱ**の**受講対象要件**を
一部**変更**します。

現行

以下の条件をすべて満たしている者

- ① 専門研修Ⅰを修了していること
- ② 令和5年7月現在、保有する介護支援専門員証の交付年月日より実務経験3年以上の方

- ③ ケアマネジメントプロセスの一連の流れを踏んだ事例（現介護支援専門員証交付年月日以降に自身が介護支援専門員として作成したもの）を提出することができる方

専門研修Ⅱの開催要綱は6月上旬、研修実施機関である県介護支援専門員協議会ホームページに掲載予定です。詳細は開催要綱を御覧ください。

変更後（令和6年度から②を追記します）

以下の条件をすべて満たしている者

- ① 専門研修Ⅰを修了していること
- ② 令和6年7月現在、保有する介護支援専門員証の交付年月日より実務経験3年以上の方

※ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の特例措置について（令和2年7月29日通知）による特例措置対象者は、前回の有効期間満了日より実務経験3年以上」

- ③ ケアマネジメントプロセスの一連の流れを踏んだ事例（現介護支援専門員証交付年月日以降に自身が介護支援専門員として作成したもの）を提出することができる方

【担当課】

鹿児島県高齢者生き生き推進課
地域包括ケア推進係
電話番号：099-286-2698

【研修実施機関】

県介護支援専門員協議会
電話番号：099-255-0072